

8 安全管理

[8] 安全管理

1 安全教育訓練等

(1) 目的

建設工事の増大並びに大型化に伴い、労働災害は増加の傾向にあると共に、全産業と比較しても相変わらず高率を示している現状である。

建設工事の安全管理は、昭和47年労働基準法から独立、立法された労働安全衛生法及び同施行令、同規則に基づいて実施することになっており、これらの法令は危険防止基準の確率、事業場内における責任体制の明確化、事業者の自主的活動の促進措置等を定めている。

安全管理の徹底を図るためには、上記労働安全衛生法等の法令に加え、火薬類取締法、建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）その他各種の法令に準拠して、直接作業に従事する労働者の労働災害を防止するのみならず、現場周辺の住民、住宅等、一般通行人等に対する公衆災害を含めた労働災害防止に努めなければならない。

(2) 安全管理上の留意点

1) 安全管理計画

具体的な安全対策を立案し、施工計画書に記載し実施する。その主要事項は次のとおりである。

- ① 安全衛生管理、火災予防、災害防止等の管理機構及び活動方針
- ② 安全、衛生教育方針
- ③ 安全教育訓練
- ④ 仮設備工事の安全対策
- ⑤ 工事作業の安全対策
- ⑥ 工事車両の安全対策
- ⑦ 通行車両、歩行者及び沿道物件（地下埋設物等含む）に対する安全対策

2) 安全衛生管理体制の確立

労働安全衛生法に基づく安全衛生管理組織には、一般的な安全衛生管理組織と、数社の下請業者が一つの場所で混在して作業を行う場合の二通りがあり、その管理組織は異なってくるので留意する。ただ、管理組織を設けるための常時使用する労働者数が規定されているが、これに満たない場合も準用して組織を設けることが望ましい。

3) 安全衛生教育

労働者の雇い入れ時の教育（作業内容の変更も含む）危険又は有害な業務につかせるときの特別教育、及び職長等の教育については、法の規定するところにより確実に実施しなければならない。

4) 安全教育訓練

施工計画書に、個々の工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な活動計画を作成する。

工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当てて次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全・訓練等を実施する。

(1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

(2)当該工事内容の周知徹底

(3)工事安全に関する法令、通達、指針の周知徹底

- (4)当該工事における災害対策訓練
- (5)当該工事現場で予想される事故対策
- (6)その他、安全・訓練等として必要な事項

5) 有資格者の標示

各作業主任者、車両系建設機械運転者等それぞれ資格を必要とするので、その確認を行っておくと共に、現場の見易い所に標示、掲示を行っておく。異動が生じたら、標示板の書き替え等配慮する。

6) 現場巡回

安全巡視員の設置については義務付けられているが、請負社内における現場巡回、又は隣接等受注者との連携における相互巡回、工事安全協議会等による巡回も計画する。

(3) 作業手順書

作業手順書を具体的に作成し、各作業の安全対策、安全衛生教育及び安全訓練等に随時活用を図ること。

また、安全衛生教育及び安全訓練等の監督員への報告にあつては、作業手順書を添付すること。

※ 作業手順書とは

手順書は、作業者に作業行動の順序をわかりやすく示すと共に各作業のやり方と急所を表すものでなくてはならない。加えて、手順書は実際の作業が無理なく、早く、正確かつ安全に実施可能とすることを目的としている。また、作業手順は理想作業環境下での作業行動ではなく、実際の作業現場、実際の作業に則して作成されなければその効果は十分に期待できないものである。手順書どおりに行うことで事故が起こらないか、確率は非常に低くなる。手順書どおりに行わないために事故が発生することがある。

そのため、理想的には手順書は整理・整頓された環境下での定常の場合の手順となるため、整理整頓されてない等の非定常の場合の対処を盛り込む必要がある。

(4) 安全巡視日誌

日誌の様式は、各受注者によって相違しているが、下記事項については最低記入するよう留意する。

- 1) 巡視時間
- 2) 点検項目（各現場の状況に応じて具体的な点検項目を定める。）
- 3) 指示事項に対する是正確認の時間、及び確認者のサイン等

(5) 「4月から5月上旬の連休中」及び「年始年末」における工事の安全管理の徹底

「4月下旬から5月上旬の連休中」及び「年始年末」は、長期の休日となることや県内外からの観光客の増加など、通常とは周囲の状況が異なり、より一層の留意をする必要があることから、このような現場状況に十分配慮した安全管理を行うとともに、下記事項について監督員に報告する。

また、万が一事故や災害が発生した場合は、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるとともに、関係者への報告などを適切に行う。

- 1) 連休中における、当現場に関する下記事項に関する計画書の提出
 - ① 緊急時連絡網（関係者の氏名及び連絡先を記載）

- ② 現場巡視計画（巡視者の氏名及び連絡先を記載）
 - ③ 現場安全対策（交通安全対策や封鎖の必要がある場合の仮設物等の図面及び写真等）
 - ④ その他安全管理に関すること
- 2) 上記事項に関する実施結果の報告（提示可）
- ① 現場巡視の結果
 - ② 安全対策の図面及び実施状況写真
（写真は、夜間の状況や周囲の状況がわかるようなもの）
 - ③ その他安全管理に関して実施した事項

（6）その他

「安全教育訓練実施資料」は、**活動報告書**の提出とし、具体的な実施内容は提示とする。

2 事故報告

（1）事故速報

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するものとする。
なお、通報内容は以下の通りである。

- ① 事故発生日時
- ② 事故発生場所
- ③ 被災者の状況（氏名、年齢、性別、職種、被災の程度、病院等）
- ④ 事故の概況
- ⑤ 関係機関との対応内容報告

（2）事故報告書

共通仕様書第1編1-1-29に、受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡（事故速報）するとともに、監督員が指示する様式（工事事務報告書）で指示する期日までに、提出しなければならないと規定されている。